

砥部町分別収集計画  
(第9期)

令和元年6月

愛媛県砥部町

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための 方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

## 1 計画策定の意義

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムは、様々な環境問題を引き起こすとともに、私たちの生活に関わりの深いごみ処理においても、ごみの排出量の増加や多様化、不法投棄の増大など様々な問題を生じさせた。

本町では、平成18年3月に「うるおいのある自然豊かなまち砒部」を目指す環境像とする「砒部町環境基本計画」を策定しており、基本目標の一つとして「限りある資源と地球環境を大切にすまち」を設定し、廃棄物対策に関する施策の展開を図っている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物について、分別収集及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、廃棄物処理に係る環境負荷の低減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、一般廃棄物の減量や最終処分量の削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用及びリサイクルを基本とした地域社会づくり
- 廃棄物の適正処理を推進し、生活環境を保全する体制づくり
- すべての関係者が一体となった廃棄物の排出抑制と資源化の促進
- 容器包装廃棄物の積極的な分別収集に取り組むこととし、その他の紙製容器包装とペットボトル以外のプラスチック製容器包装については、ごみ固形燃料（RDF）化施設の原料として資源化を図る。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第2条で定める分別基準について、本計画では各名称を次のように統一して使用する。

##### 【容器包装廃棄物の名称】

- 主として鋼製の容器包装に係る物 . . . . スチール
- 主としてアルミニウム製の容器包装に係る物 . . . . アルミ
- 主としてガラス製の容器に係る物
  - ・無色のガラス製の容器 . . . . 無色ガラス
  - ・茶色のガラス製の容器 . . . . 茶色ガラス
  - ・その他のガラス製の容器 . . . . その他ガラス
- 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に係る物 . . . . 紙パック
- 主として段ボール製の容器包装に係る物 . . . . 段ボール
- 主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）を除く。）に係る物 . . . . その他紙
- 主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物 . . . . ペットボトル
- 主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物であって白色の発泡スチロール製食品トレイ . . . . 白色トレイ
- 主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物であって白色の発泡スチロール製食品トレイ以外の物 . . . . その他プラスチック

なお、本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール、アルミ、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、紙パック、段ボール、ペットボトルを対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

表1-1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

単位：トン

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	878.1	873.1	868.1	863.1	858.1

表1-2 各年度における容器包装廃棄物の種類別排出量見込み

単位：トン

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
缶	スチール	30	30	30	30	30
	アルミ	18	18	18	17	17
	小計	48	48	48	47	47
ガラスびん	無色ガラス	59	58	58	58	57
	茶色ガラス	68	68	68	67	67
	その他ガラス	40	40	39	39	39
	小計	167	166	165	164	163
紙	紙パック	30	30	30	30	30
	段ボール	103	102	102	101	101
	その他紙	152	151	150	149	148
	小計	285	283	282	280	279
プラスチック	ペットボトル	68	68	67	67	66
	白色トレイ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	その他プラスチック	310	308	306	305	303
	小計	378.1	376.1	373.1	372.1	369.1
合 計		878.1	873.1	868.1	863.1	858.1

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

### ●環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に対して、ごみ排出量や最終処分場の埋立状況、ごみ処理に要する経費の増加等について情報提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

#### （1）広報紙

「広報とべ」を通じ、ごみ減量化及び資源化の啓発に努める。

(2) 啓発リーフレット・パンフレット

ごみ分別表・分別帳を配布し、正しいごみの分別や出し方について周知徹底を図る。また、転入者には指定ごみ袋を併せて配布し、本町における分別収集について理解促進を図る。

(3) イベント

町内で催される各種イベントをとらえ、廃棄物の3Rなど環境にやさしいライフスタイルの実践について普及啓発に努める。

●過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

●マイバッグ持参の徹底

マイバッグ持参の普及啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用合理化を図る。

●リターナブル容器、再生資源を原材料として使用した製品の積極的な利用の促進に努める。

●資源ごみ集団回収の促進

ごみ減量化及び資源化推進事業による集団回収、廃品回収への支援を継続するとともに、登録団体及び対象資源化物の拡大を図り、資源化を推進する。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

中間処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を表2左欄のように定める。

また、住民の協力度、委託業者が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、表2右欄のとおりとする。

表2 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別等の区分

容器包装の種類	収集に係る分別の区分
スチール	空き缶
アルミ	
無色ガラス	空きびん
茶色ガラス	
その他ガラス	
紙パック	紙パック
段ボール	段ボール
ペットボトル	ペットボトル

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）**

表3 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

単位：トン

区分	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
スチール	26		26		26		26		25	
アルミ	15		15		14		14		14	
無色ガラス	(合計) 38		(合計) 38		(合計) 37		(合計) 37		(合計) 37	
	(引渡) 38	(独自) 0	(引渡) 38	(独自) 0	(引渡) 37	(独自) 0	(引渡) 37	(独自) 0	(引渡) 37	(独自) 0
茶色ガラス	(合計) 54		(合計) 54		(合計) 53		(合計) 53		(合計) 53	
	(引渡) 54	(独自) 0	(引渡) 54	(独自) 0	(引渡) 53	(独自) 0	(引渡) 53	(独自) 0	(引渡) 53	(独自) 0
その他ガラス	(合計) 34		(合計) 34		(合計) 34		(合計) 34		(合計) 34	
	(引渡) 34	(独自) 0	(引渡) 34	(独自) 0	(引渡) 34	(独自) 0	(引渡) 34	(独自) 0	(引渡) 34	(独自) 0
紙パック	1		1		1		1		1	
段ボール	82		82		82		81		81	
ペットボトル	(合計) 49		(合計) 48		(合計) 48		(合計) 48		(合計) 48	
	(引渡) 49	(独自) 0	(引渡) 48	(独自) 0	(引渡) 48	(独自) 0	(引渡) 48	(独自) 0	(引渡) 48	(独自) 0
合計	299.0		298.0		295.0		294.0		293.0	

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

容器包装廃棄物の排出量の見込みは、「砥部町人口ビジョン」で示されている将来人口を基本とし、過去3年間における収集実績の平均を用い算出した。

特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（平成28年度～30年度）の分別基準適合物等の収集実績平均量} \\ \times \text{人口変動率}$$

表4 人口推計予測

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
20,990人	20,869人	20,748人	20,627人	20,506人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
△0.3%	△0.6%	△0.6%	△0.6%	△0.6%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、町内のスーパーマーケット等での店頭回収が進んでいる紙パックと白色トレイ等については、引き続きこれらの小売店が分別収集を実施することとする。

表5 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管段階
スチール アルミ	空き缶	委託業者による 定期収集	委託業者による 選別保管
無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	空きびん		
紙パック	紙パック		
段ボール	段ボール		
ペットボトル	ペットボトル		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

表6 分別収集に係る施設に関する事項

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール アルミ	空き缶	指定ごみ袋 透明の袋	パッカー車	委託業者 (選別・圧縮・保管)
無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	空きびん	指定ごみ袋 透明の袋	パッカー車	委託業者 (選別・保管)
紙パック	紙パック	ひもでしぼる	パッカー車	委託業者 (選別・保管)
段ボール	段ボール	ひもでしぼる	パッカー車	委託業者 (選別・保管)
ペットボトル	ペットボトル	指定ごみ袋 透明の袋	パッカー車	委託業者 (選別・圧縮・保管)



## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくためには、住民と事業者（販売店等）の理解と協力が必要不可欠であり、相互で情報を共有し、意見や要望を反映させるため、以下のような取り組みを進める。

### ● 砥部町環境審議会

砥部町の環境問題について総合的、計画的に審議するため住民、事業者、行政からなる砥部町環境審議会を平成17年度に設置しており、本計画の推進に当たっては、必要に応じて審議会の意見を聞きながら適正に進めていく。

### ● 廃棄物減量等推進員

ごみの減量化や資源化を推進するため、地域ごとに廃棄物減量等推進員を配置しており、推進員を通じた情報提供により、住民のごみに対する現状把握及び減量意識の高揚を図る。